

中華人民共和国独占禁止法

(2007年8月30日第10回全国人民代表大会常務委員会第29回會議において採択)

(2007年8月30日公布 2008年8月1日施行)

< 仮訳 >

目次

- 第一章 総則
- 第二章 独占的協定
- 第三章 市場支配的地位の濫用
- 第四章 企業結合
- 第五章 行政権力の濫用による競争の排除及び制限
- 第六章 独占的行為と疑われる行為に対する調査
- 第七章 法的責任
- 第八章 附則

第一章 総則

第一条 この法律は、独占的行為を予防及び防止し、市場の公平な競争を保護し、経済の運営効率を高め、消費者の利益及び社会公共の利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進することを目的として制定する。

第二条 中華人民共和国内の経済活動における独占的行為に対してこの法律を適用する。また、中華人民共和国外で行われる行為のうち、国内市場における競争を排除又は制限する影響を及ぼす行為には、この法律が適用される。

第三条 この法律において「独占的行為」とは、次に掲げる行為が含まれる。

- (一) 事業者間で独占的協定を行うこと。
- (二) 事業者が市場において支配的地位を濫用すること。
- (三) 競争を排除若しくは制限する効果を有し、又はそのおそれのある企業結合を行うこと。

第四条 国は、社会主義市場経済にふさわしい競争のルールを制定し、これを実施するとともに、マクロコントロールが行き届き、統一され、かつ、開放された、競争的で秩序ある市場システムを整備する。

第五条 事業者は、公平な競争及び任意の提携を通じて、法に基づき企業結合を行い、事業規模を拡大し、市場競争力を高めることができる。

第六条 市場において支配的地位を有する事業者は、その市場支配的地位を濫用して、競争の排除又は制限をしてはならない。

第七条 国有経済が支配的地位を占め、かつ国民経済の根幹及び国家の安全にかかわる業種並びに法に基づき独占経営及び独占販売を行う業種について、国は、当該事業者の適法な事業活動を保護し、かつ、当該事業者の事業活動並びにその商品及びサービスの価格を法に基づき管理及び監督し、並びに調整及び制御することにより、消費者の利益を保護し、技術の進歩を促進する。

前項において定める業種の事業者は、法に基づき事業活動を行い、誠実に信用を守り、厳格に自らを律し、社会公共の監督を受けなければならない、その支配的な地位並びに独占経営及び独占販売の地位を利用して消費者の利益を害してはならない。

第八条 行政機関及び法令の授權により公共事務を管理する権限を有する組織は、行政権力を濫用して、競争の排除又は制限をしてはならない。

第九条 国務院は、独占禁止委員会を設立し、同委員会に独占禁止業務の組織、調整及び指導について責任を負わせ、次に掲げる役割及び責任を履行させる。

- (一) 競争に関する政策の検討及び策定
- (二) 市場の全般的な競争状況の調査及び評価の実施並びに評価報告書の公表
- (三) 独占禁止に関する指針の制定及び公布
- (四) 独占禁止に関する行政機関による法執行業務の調整
- (五) 国務院が定めるその他の役割及び職責

国務院独占禁止委員会の組織及び業務規則については、国務院がこれを定める。

第十条 国務院が定める、独占禁止に関する法執行の役割及び職責を担う機関（以下「国務院独占禁止法執行機関」という。）は、この法律の規定により独占禁止に関する法執行業務について責任を負う。

国務院独占禁止法執行機関は、業務上の必要に応じて、省、自治区及び直轄市の人民政府における対応機関に対して権限を授与し、この法律の規定により独占禁止に関する法執行業務を行わせることができる。

第十一条 事業者団体は、業界の自律を強化し、当該業界の事業者が法に従って競争するよう指導し、市場競争の秩序を守らなければならない。

第十二条 この法律において「事業者」とは、商品を生産し、若しくは取り扱い、又はサービスを提供する自然人及び法人その他の組織をいう。

この法律において「関連市場」とは、事業者が、一定の期間において、特定の商品又はサービス（以下「商品」という。）について競争をする商品の範囲又は地域的な範囲をいう。

第二章 独占協定

第十三条 競争関係にある事業者の間で次に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。

- (一) 商品の価格を固定し、又は変更すること。
- (二) 商品の生産数量又は販売数量を制限すること。
- (三) 販売市場又は原材料の購入市場を分割すること。
- (四) 新しい技術若しくは設備の購入を制限し、又は新しい技術若しくは新製品の開発を制限すること。
- (五) 共同して取引をボイコットすること。
- (六) 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定。

この法律において「独占的協定」とは、競争を排除し、若しくは制限する合意又は決定その他の協調行為を指す。

第十四条 事業者と取引先の間において次に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。

- (一) 第三者に対する商品の再販売価格を固定すること。
- (二) 第三者に対する商品の再販売価格について最低価格を設けること。
- (三) 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定。

第十五条 事業者が、その締結した協定が次に掲げる事由のいずれかに該当するものであることを証明できた場合には、第十三条及び第十四条の規定は適用されない。

- (一) 技術の改善及び新製品の研究開発のためである場合
- (二) 製品の品質を高め、コストを削減し、効率を改善するため、商品の規格及び基

準を統一する場合又は分業による専門化を実行する場合

- (三) 中小事業者の経営効率を高め、中小事業者の競争力を強化するためである場合
- (四) 省エネルギー、環境保護、災害救助等、社会公共の利益を実現するためである場合
- (五) 経済的不況による販売量の著しい減少又は明らかな生産過剰を緩和するためである場合
- (六) 外国との貿易及び対外経済協力における正当な利益を保障するためである場合
- (七) 法律及び国務院が定めるその他の事由

本条第一号から第五号までの事由にあたることを理由として、第十三条及び第十四条の規定が適用されない場合、事業者は締結した協定が関連市場における競争を著しく制限するものではないこと及び消費者が当該協定によってもたらされる利益を享受することができることを証明しなければならない。

第十六条 事業者団体は、当該業界の事業者が本章の禁止する独占的行為に従事するよう組織してはならない。

第三章 市場支配的地位の濫用

第十七条 市場支配的地位を有する事業者が次に掲げる市場支配的地位の濫用行為を行うことを禁止する。

- (一) 不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入すること。
- (二) 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること。
- (三) 正当な理由なく、取引先に対して取引を拒否すること。
- (四) 正当な理由なく、取引先が自己との間でのみ取引するよう制限し、又はその指定した事業者との間でのみ取引するよう制限すること。
- (五) 正当な理由なく、商品を抱き合わせて販売する、又はその他の不合理な取引条件を取引に当たって付加すること。
- (六) 正当な理由なく、同等な条件の取引先に対して、取引価格等の取引条件の面で差別的待遇を行うこと。
- (七) 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の市場支配的地位の濫用行為。

この法律において「市場支配的地位」とは、事業者が関連市場において、商品の価格、数量又はその他の取引条件を制御することができる、又は他の事業者による関連市場への参入を阻害し、若しくは参入に影響を与えることができる、市場における地位をいう。

第十八条 事業者が市場支配的地位を有するか否かの認定は、次の要素に基づき行うものとする。

- (一) 当該事業者の関連市場における市場占有率及び関連市場の競争状況
- (二) 当該事業者の販売市場又は原材料調達市場を制御する能力
- (三) 当該事業者の財務力及び技術的条件
- (四) 他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存度
- (五) 他の事業者による関連市場への参入の難易度
- (六) 当該事業者が市場の支配的地位を有することを認定する上で関連するその他の要素

第十九条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、事業者は市場支配的地位を有するものと推定することができる。

- (一) 関連市場における単独の事業者の市場占有率が二分の一に達している場合
- (二) 関連市場における二つの事業者の市場占有率の合計が三分の二に達している場合
- (三) 関連市場における三つの事業者の市場占有率の合計が四分之三に達している場合

本条第二号又は第三号に該当する場合において、そのうちのいずれかの事業者の市場占有率が十分の一に満たないとき、当該事業者は市場支配的地位を有する事業者であるとは推定しないものとする。

市場支配的地位を有すると推定された事業者であっても、市場支配的地位を有するものではないことを証明する証拠がある場合には、当該事業者を市場支配的地位を有するものと認定しないものとする。

第四章 企業結合

第二十条 企業結合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (一) 事業者が合併する場合
- (二) 事業者が株式又は資産を取得する方法によって他の事業者に対する支配権を取得する場合
- (三) 事業者が契約等の方法によって他の事業者に対する支配権を取得する場合又は他の事業者に対して決定的な影響を与えることが可能となる場合

第二十一条 企業結合が国務院の定める届出基準に達する場合、事業者は国務院独占禁止法執行機関に事前に届出を行わなければならない。届出を行っていない場合には、企業結合を行ってはならない。

第二十二条 企業結合が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法執行機関に届出を行わないことができる。

- (1) 企業結合に参加する事業者の一つが、他の各事業者の議決権が付与された株式又は資産の五十パーセント以上を有する場合
- (2) 企業結合に参加する各事業者の議決権が付与された株式又は資産の五十パーセント以上が、企業結合に参加しない同一の事業者によって保有されている場合

第二十三条 事業者は、国務院独占禁止法執行機関に企業結合の届出を行う場合、次に掲げる文書及び資料を提出しなければならない。

- (一) 申請書
- (二) 企業結合が関連市場の競争状況に与える影響に関する説明
- (三) 企業結合に関する契約
- (四) 企業結合に参加する事業者の、会計の監査を経た前会計年度の財務会計報告書
- (五) 国務院独占禁止法執行機関が定めるその他の文書及び資料

申請書には、企業結合に参加する事業者の名称、所在地、経営範囲、企業結合の実施予定日及び国務院独占禁止法執行機関が定めるその他の事項を明記しなければならない。

第二十四条 事業者の提出した文書及び資料に不備があった場合には、国務院独占禁止法執行機関が定める期間内に文書及び資料を追加提出しなければならない。期限を過ぎても文書及び資料を提出しない場合には、当該届出はなかったものとみなす。

第二十五条 国務院独占禁止法執行機関は、事業者が提出した第二十三条の規定に適合する文書及び資料を受理した日から三十日以内に、届出のあった企業結合につき第一次審査を実施し、更なる審査を実施するか否かを決定して、事業者に書面で通知しなければならない。国務院独占禁止法執行機関が決定を行うまで、事業者は当該結合を実施してはならない。

国務院独占禁止法執行機関が更なる審査を行わないと決定した場合又は期限を過ぎても決定が行われない場合、事業者は当該結合を実施することができる。

第二十六条 国務院独占禁止法執行機関は、更なる審査の実施を決定した場合、決定の日から九十日以内に審査を完了させ、当該企業結合を禁止するか否かを決定し、事業者に書面で通知しなければならない。企業結合を禁止する決定を行う場合には、その理由を説明しなければならない。事業者は、審査期間中に企業結合を実行してはならない。

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法執行機関は事業者に対して書面で通知を行った上で、前項に定める審査期限を延長することができる。ただし、延長する期間は六十日を超えてはならない。

- (一) 事業者が審査期限の延長に同意した場合
- (二) 事業者が提出した文書及び資料が不正確であるため、更なる事実確認を必要とする場合
- (三) 届出後において事業者の関連する状況に重大な変化が生じた場合

国務院独占禁止法執行機関が期限を過ぎても決定を行わない場合においては、事業者は当該結合を実施することができる。

第二十七条 事業者の結合を審査する際には、次の各号に掲げる要素について考慮しなければならない。

- (一) 企業結合に参加する事業者の関連市場における市場占有率及びその市場に対する支配力
- (二) 関連市場の市場集中度
- (三) 企業結合が市場への参入及び技術進歩に与える影響
- (四) 企業結合が消費者及び他の関連する事業者に与える影響
- (五) 企業結合が国民経済の発展に与える影響
- (六) 国務院独占禁止法執行機関が考慮すべきであると認める市場競争に影響を与えるその他の要素

第二十八条 企業結合が競争を排除若しくは制限する効果を有し、又はその可能性がある場合、国務院独占禁止法執行機関は、当該企業結合を禁止する決定を行わなければならない。ただし、事業者が、当該企業結合が競争に対して与える積極的な影響が消極的な影響を明らかに上回ること又は社会公共の利益に適合するものであることを証明することができた場合には、国務院独占禁止法執行機関は、当該企業結合を禁止しない旨の決定を行うことができる。

第二十九条 国務院独占禁止法執行機関は、禁止されない企業結合に対して、当該企業結合が競争

に対して及ぼす消極的な影響を軽減するための制限的な条件を付加する決定を行うことができる。

第三十条 国務院独占禁止法執行機関は、企業結合を禁止する決定又は企業結合に対する制限的な条件を付加する決定を適時に社会に公表しなければならない。

第三十一条 外資による国内企業の買収又はその他の方法による企業結合への参加が国家の安全にかかわる場合、この法律の規定により当該企業結合の審査を実施するほか、国家の関連規定に基づいて国家安全審査を実施しなければならない。

第五章 行政権力の濫用による競争の排除及び制限

第三十二条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する権限を有する組織は、行政権力を濫用し、その指定する事業者によって提供される商品のみを取り扱い、売買し、又は使用するよう、事業者その他の組織及び個人の行為を制限し、又は同様の行為によってこれを制限してはならない。

第三十三条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する権限を有する組織は、行政権力を濫用し、次に掲げる行為を行い、地域間における商品の自由な流通を妨げてはならない。

- (一) 他の地域の商品に対して、差別的な料金徴収項目を設定し、若しくは差別的な料金徴収基準を適用し、又は差別的な価格を定めること。
- (二) 他の地域の商品に対して、当地における同類の商品とは異なる技術的な要求を行い、若しくは検査基準を設け、又は他の地域の商品に対して重複検査、重複認証等の差別的な技術措置を採ることにより、他の地域の商品の当地における市場への参入を制限すること。
- (三) 他の地域の商品のみを対象とした行政許可を実施して、他の地域の商品の当地における市場への参入を制限すること。
- (四) 検査所の設置又はその他の方法により、他の地域の商品の当地における市場への参入又は当地の商品の他の地域における市場への進出を妨げること。
- (五) 商品の地域間における自由な流通を妨げるその他の行為。

第三十四条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する権限を有する組織は、行政権力を濫用し、差別的な資格要件及び審査基準を設定し、又は法に基づく情報を公表しない等の方法により、他の地域の事業者の当地における入札への応募又は入札活動への参加を排斥又は制限してはならない。

第三十五条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する権限を有する組織は、行政権力を濫用し、当地の事業者と比べて不平等な待遇をする等の方法により、他の地域における事業者の当地における投資又は支店の設立を排斥又は制限してはならない。

第三十六条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する権限を有する組織は、行政権力を濫用し、この法律で定める独占的行為を行うよう事業者に強制してはならない。

第三十七条 行政機関は、行政権力を濫用し、競争を排除又は制限する内容を含む規則を制定してはならない。

第六章 独占的行為と疑われる行為に対する調査

第三十八条 独占禁止法執行機関は、法に基づき独占的行為と疑われる行為について調査を行う。

いかなる企業その他の組織及び個人も、独占的行為と疑われる行為について、独占禁止法執行機関に報告する権利を有する。独占禁止法執行機関は、報告者のために秘密を保持しなければならない。

報告が書面でなされ、かつ関連する事実及び証拠が提出された場合において、独占禁止法執行機関は必要な調査を行わなければならない。

第三十九条 独占禁止法執行機関は独占的行為と疑われる行為を調査するに当たり、次の各号に掲げる措置を採ることができる。

- (一) 調査対象の事業者の営業所又はその他の関連する場所に立ち入って検査を行うこと。
- (二) 調査対象の事業者、利害関係者又はその他の関連する組織若しくは個人に対して質問し、関連する状況の説明を求めること。
- (三) 調査対象の事業者、利害関係者又はその他の関連する組織若しくは個人の関連する伝票、契約書、会計帳簿、業務上の通信文書、電子データ等の文書及び資料を閲覧し、複写すること。
- (四) 関連する証拠を封印し、押収すること。
- (五) 事業者の銀行口座を調査すること。

前項に定められた措置を採る場合においては、事前に独占禁止法執行機関の主要責任者に書面で報告の上、その承認を得なければならない。

第四十条 独占禁止法執行機関が独占的行為と疑われる行為を調査する場合には、法執行担当官は二人以上でなければならず、法執行に関する証明書類を提示しなければならない。

法執行担当官は聴取及び調査を実施する場合には、調書を作成し、聴取又は調査の対象となる者の署名を得なければならない。

第四十一条 独占禁止法執行機関及びその職員は、法執行の過程で知り得た業務上の秘密について秘密保持の義務を負う。

第四十二条 調査対象の事業者、利害関係者又はその他の関連する組織若しくは個人は、独占禁止法執行機関の法に基づく職責の履行に協力しなければならず、独占禁止法執行機関の調査を拒否し、又は妨害してはならない。

第四十三条 調査対象の事業者及び利害関係者は意見を述べる権利を有する。独占禁止法執行機関は、調査対象の事業者及び利害関係者が提示した事実、理由及び証拠について事実の確認を行わなければならない。

第四十四条 独占禁止法執行機関は、独占的行為と疑われる行為について調査をし、事実確認を行った上で独占的行為の成立を認めた場合には、法に基づき処理の決定を行わなければならない。また、社会に対して当該決定を公表することができる。

第四十五条 独占禁止法執行機関による独占的行為と疑われる行為に対する調査において、調査対象の事業者が、独占禁止法執行機関が許可した期間内に具体的措置を採って当該行為の結果を解消することを承諾した場合には、独占禁止法執行機関は、調査の中止を決定できる。調査中止の決定においては、調査対象事業者が承諾した具体的な内容を明記しなければならない。

独占禁止法執行機関は、調査の中止を決定した場合には、事業者が承諾した事項の履行状況を監督しなければならない。事業者が承諾した事項を履行した場合、独占禁止法執行機関は調査の終了を決定することができる。

次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、独占禁止法執行機関は調査を再開しなければならない。

- (一) 事業者が承諾した事項を履行しない場合
- (二) 調査を中止する決定の根拠となる事実的重大な変化が生じた場合
- (三) 調査を中止する決定が事業者から提供された不完全又は虚偽の情報に基づいてなされていた場合

第七章 法的責任

第四十六条 事業者がこの法律の規定に違反して独占的協定を締結し、これを実施した場合には、独占禁止法執行機関は、違法行為の停止を命じ、違法な所得を没収するとともに、前年度の売上高のパーセント以上十パーセント以下の制裁金を課す。締結された独占的協定が実施されていない場合には、五十万元以下の制裁金を課することができる。

事業者が独占禁止法執行機関に対して、独占的協定の締結に関する事情を自主的に報告し、かつ、重要な証拠を提供した場合においては、独占禁止法執行機関は、情状を酌量して当該事業者に対する処罰を軽減し、又は免除することができる。

事業者団体が、この法律の規定に違反し、当該業界の事業者を組織して独占的協定を締結した場合には、独占禁止法執行機関は五十万元以下の制裁金を課することができる。情状が重大な場合には、社会团体登録管理機関は、法に基づきその登録を取り消すことができる。

第四十七条 事業者がこの法律の規定に違反して市場の支配的地位を濫用した場合には、独占禁止法執行機関は、違法な行為の停止を命じ、違法な所得を没収するとともに、前年度における売上高のパーセント以上十パーセント以下の制裁金を課す。

第四十八条 事業者がこの法律の規定に違反して企業結合を実施した場合には、国務院独占禁止法執行機関は、当該結合の実施の停止、一定期間内における株式若しくは資産の処分又は一定期間内における営業の譲渡その他企業結合前の状態を回復するために必要な措置を行うよう命じ、また、五十万元以下の制裁金を課することができる。

第四十九条 第四十六条、第四十七条及び第四十八条の定める制裁金に関し、独占禁止法執行機関は、違法行為の性質、程度、実行期間等の要素を考慮して、その具体的な金額を決定しなければならない。

第五十条 事業者は独占的行為を行って他者に損失を生じさせた場合には、法に基づき民事責任を負う。

第五十一条 行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する権限を有する組織が行政権力を濫用して競争を排除又は制限する行為を行った場合には、上級機関が改善を命じる。直接責任を負う担当責任者及びその他の直接責任を負う担当者については法に基づき処分する。独占禁止法執行機関は、関連する上級機関に対し法に基づく処理についての意見を提出することができる。

行政機関及び法令の授権により公共事務を管理する権限を有する組織が行政権力を濫用して競争を排除又は制限する行為を行った場合の処理について、法令に別段の定めがある場合には、その規定に従う。

第五十二条 独占禁止法執行機関が法に基づき実施する審査及び調査に対して、関連の資料若しくは情報の提供を拒否した場合、虚偽の資料若しくは情報を提供した場合、証拠を隠匿、廃棄若しくは移転した場合、又は調査を拒否若しくは阻害するその他の行為を行った場合には、独占禁止法執行機関は、是正を命じなければならず、個人については二万元以下の制裁金を課し、事業者及びその他の組織については二十万元以下の制裁金を課することができる。情状が重大な場合には、個人については二万元以上十万元以下の制裁金を課し、事業者及びその他の組織については二十万元以上百万元以下の制裁金を課することができる。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第五十三条 独占禁止法執行機関が第二十八条及び第二十九条に基づき行った決定に不服がある場合には、まず法に基づき行政不服審査を申し立てることができ、行政不服審査の決定に不服がある場合には、法に基づき行政訴訟を提起することができる。

独占禁止法執行機関が行った前項に定める以外の決定に不服がある場合には、法に基づき行政不服審査を申し立て、又は行政訴訟を提起することができる。

第五十四条 独占禁止法執行機関の職員が、法執行の過程において、職権を濫用し、職務を怠り、不正行為を行い、又は法執行の過程で知り得た業務上の秘密を漏洩し、これが犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成するには至らない場合には、法に基づき処分する。

第八章 附則

第五十五条 事業者が知的財産権に関する法令の規定に基づき知的財産権を行使する行為については、この法律を適用しない。ただし、事業者が知的財産権を濫用して競争を排除又は制限する行為については、この法律を適用する。

第五十六条 農業生産者及び農村経済組織が農産物の生産、加工、販売、輸送、保管等の事業活動において実施する連合又は協同の行為については、この法律を適用しない。

第五十七条 この法律は二〇〇八年八月一日より施行する。